

○塩尻市地域密着型サービスの利用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の適正な運営を確保するため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定及び法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を行うにあたり、法第78条の2第8項及び法第115条の12第6項の規定により付す条件について必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 法第78条の2第1項及び法第115条の12第1項の規定により指定を受けた認知症対応型共同生活介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所（以下「事業所」という。）は、塩尻市介護保険の被保険者の資格を取得した日から90日が経過していない者を入居させ、又は入所させてはならない。ただし、次の各号に定める場合においては、この限りでない。

- (1) 利用希望者が虐待など生命又は身体に重大な危険が生じている場合であって、当該地域密着型サービス以外に適切な介護サービスが利用できないと市長が認めるとき
- (2) 前号に定めるもののほか、利用希望者の個別の状況を勘案し、市長が特に必要と認めるとき

2 事業所は、前項各号に該当する者を入居させ、又は入所させようとするときは、事前に市長に申し出なければならない。

(他保険者からの同意協議)

第3条 市長は、塩尻市以外の介護保険の被保険者が市内の事業所の利用を希望し、当該保険者から指定又は利用の同意について協議があった場合において、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、指定又は利用について同意するものとする。

- (1) 事業所の入居又は入所定員に空きがあり、受入れが可能であること。
- (2) 当該事業所が開設の日から1年以上経過していること。

- (3) 当該事業所の他被保険者の入居者数が入居定員の概ね2割を超えないこと。
- (4) 利用希望者の個別の状況を勘案し、当該事業所以外に適切な介護サービスが利用できないと認められること。

(他保険者への同意協議)

第4条 塩尻市介護保険の被保険者が市外の事業所の利用を希望した場合においては、事業所が当該被保険者の受け入れについて了承しており、かつ、利用希望者の個別の状況を勘案し、当該事業所以外に適切な介護サービスが利用できないと認められる場合に限り、指定又は利用に係る同意について協議を行うものとする。

附 則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。